

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）の改善と保育士のより一層の処遇改善を求める意見書（案）

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務が増え、また、保育の営みにおいては密を避けることは困難であることなどから、職員の精神的、肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等において、現状の配置基準では保育士の負担が大きいと云わざるを得ない。

また、コロナ禍は子どもの貧困や虐待などを深刻化させ、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められており、保育士の専門性を高め保育をより充実させていくためにも、配置基準や処遇の改善が課題である。さらに、保育環境の改善のために施設の基準の改善も急務である。

よって、国においては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 保育の質の向上のため、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）の改善と保育士の処遇をより一層改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月15日

奈良市議会